

第1日 令和3年10月23日(土)
第2日 令和3年10月24日(日)
オンライン開催 (Zoom ウェビナー)

令和3年度 日本保険学会大会 報告要旨

日本保険学会

令和3年度大会・総会日程 (敬称略)

開催場所 オンライン (Zoomウェビナー)

第1日 10月23日 (土)

開始時間	終了時間	ウェビナーNo.	
午前の部			
9:30	10:10	Zoomミーティング	●評議員会
9:45			一般受付開始
10:15			●大会
10:15	10:20		【開会の辞】 中林理事長
10:20	11:10		1. 【招待報告：韓国保険学会】 韓国における新時代の巨大リスクと保険制度 －災害政策保険を中心に－ 報告者：李 洪茂 (早稲田大学) 司 会：大塚 英明 (早稲田大学)
11:10	11:20		<休憩>
11:20	12:10	ウェビナーA	2. 【令和3年度総会・学会賞授与式】 〔理事長挨拶〕 〔議長選出〕 決議事項 第1号議案：令和2年度事業報告及び令和2年度決算 (案) 第2号議案：令和3年度事業計画(案) 及び令和3年度予算 (案) 第3号議案：名誉会員の推薦 第4号議案：役員及び評議員の選任 (案) 第5号議案：役員・評議員候補者選考委員会委員の選任 (案) 第6号議案：第11回日本保険学会賞発表 名誉会員の挨拶 学会賞授与式
12:10	13:00		<昼食>
午後の部			
13:00	17:10		●大会
13:00	17:10		3. シンポジウム「レジリエンスから見た地震リスクと地震保険」 司 会：堀田 一吉 (慶應義塾大学)
13:00	13:50		【特別講演 (基調講演)】 リスクファイナンスからレジリエンスファイナンスへ 講演者：永松 伸吾 (国立研究開発法人防災科学技術研究所, 関西大学)
13:50	14:05		<休憩>
14:05	14:25		趣旨説明 地震保険とレジリエンス：堀田 一吉 (慶應義塾大学)
14:25	14:45		報告
14:25	14:45		①地震保険制度の変遷と料率算出の特徴 報告者：渡辺 敬之 (損害保険料率算出機構)
14:45	15:05	ウェビナーA	②家計地震保険にかかる法制度の将来展望と法的課題 報告者：土岐 孝宏 (中京大学)
15:05	15:25		③大震災と家計の地震保険加入行動 － 地震保険統計を用いた実証分析 － 報告者：柳瀬 典由 (慶應義塾大学)
15:25	15:45		④大規模災害の被災者の生活支援と生命保険契約照会制度の創設 報告者：石川 温 (生命保険協会)
15:45	16:05		<休憩>
16:05	16:35		パネルディスカッション
16:35	17:00		フロア (参加者) との質疑応答
17:00	17:10		まとめ 堀田 一吉 (慶應義塾大学)

第2日 10月24日（日）

開始時間	終了時間	ウェビナーNo.	
午前の部			
8:30			一般受付開始
9:30	12:00	ウェビナーB	●大会 4. 第Iセッション（経済・経営・商学系） 座長：安井 敏晃（香川大学）
9:30	10:20		①保険会社の情報開示とメディアの役割 報告者：植村 信保（福岡大学）
10:20	11:10		②罰則の有無による行動の違いと保険加入行動との関係 ：自動車の後席シートベルト着用率と地震保険加入との関係に関する検証 報告者：広瀬 純夫（信州大学）
11:10	12:00		③リスクマネジメントの変遷：保険マネジメントからERMへ 報告者：前田 祐治（関西学院大学）
8:30			一般受付開始
9:30	12:00	ウェビナーC	●大会 5. 第IIセッション（法律系） 座長：洲崎 博史（京都大学）
9:30	10:20		①約款規制の事業者間契約における意義 報告者：石上 敬子（近畿大学）
10:20	11:10		②D&O保険における免責条項の再検討 報告者：牧 真理子（福岡大学）
11:10	12:00		③責任保険契約における関係者の利益相反行為に関する検討 報告者：深澤 泰弘（岩手大学）
12:00	13:00	(ウェビナーD)	<昼食>
午後の部			
13:00	13:50	ウェビナーD	●大会 6. 特別講演「金融行政の現状と課題」 講演者：栗田 照久（金融庁） 司会：家森 信善（神戸大学） ＜休憩＞
13:50	14:05		
14:05	17:10		7. 共通論題「地震リスクに対する企業保険制度の課題」 司会：中出 哲（早稲田大学）
14:05	14:20		趣旨説明：中出 哲（早稲田大学） 報告
14:20	14:40		①本邦における企業地震保険手配に関する課題 報告者：増山 啓（三菱重工業）
14:40	15:00		②地震リスクと保険プログラムの構築 —補償ギャップと企業のリスクマネジメント・保険戦略 報告者：平賀 暁（マーシュブローカー・ジャパン）
15:00	15:20		③地震リスクをめぐる再保険 報告者：谷水 克哉（エーオングループ・ジャパン）
15:20	15:40		④企業保険のニーズへの対応に必要な研究上の課題 ～新たな研究領域の開拓に際して求められるもの 報告者：榊 素寛（神戸大学）
15:40	15:50		＜休憩＞
15:50	15:35		パネルディスカッション
15:35	17:00		フロア（参加者）との質疑応答
17:00	17:10		まとめ 中出 哲（早稲田大学）
17:10	17:15		【閉会の辞】 理事長

※ウェビナーごとに参加用リンク（URL）を別途Zoomの自動配信メールにてお知らせしますので、お間違えの無いようご入室をお願いします。

目 次

〔第 1 日〕

【招待報告:韓国保険学会】韓国における新時代の巨大リスクと保険制度 －災害政策保険を中心に－	1
報告者:李 洪茂(早稲田大学)	
司 会:大塚 英明(早稲田大学)	
シンポジウム 「レジリエンスから見た地震リスクと地震保険」	
司 会:堀田 一吉(慶應義塾大学)	
【特別講演(基調講演)】 リスクファイナンスからレジリエンスファイナンスへ	3
講演者:永松 伸吾(国立研究開発法人防災科学技術研究所, 関西大学)	
趣旨説明 地震保険とレジリエンス:堀田 一吉(慶應義塾大学)	5
①地震保険制度の変遷と料率算出の特徴	7
報告者:渡辺 敬之(損害保険料率算出機構)	
②家計地震保険にかかる法制度の将来展望と法的課題	9
報告者:土岐 孝宏(中京大学)	
③大震災と家計の地震保険加入行動 － 地震保険統計を用いた実証分析 －	11
報告者:柳瀬 典由(慶應義塾大学)	
④大規模災害の被災者の生活支援と生命保険契約照会制度の創設	13
報告者:石川 温(生命保険協会)	

〔第 2 日〕

【第 I セッション(経済・経営・商学系)】

座 長:安井 敏晃(香川大学)

- ①保険会社の情報開示とメディアの役割 15
報告者:植村 信保(福岡大学)
- ②罰則の有無による行動の違いと保険加入行動との関係 17
:自動車の後席シートベルト着用率と地震保険加入との関係に関する検証
報告者:広瀬 純夫(信州大学)
- ③リスクマネジメントの変遷:保険マネジメントからERMへ 19
報告者:前田 祐治(関西学院大学)

【第 II セッション(法律系)】

座 長:洲崎 博史(京都大学)

- ①約款規制の事業者間契約における意義 21
報告者:石上 敬子(近畿大学)
- ②D&O保険における免責条項の再検討 23
報告者:牧 真理子(福岡大学)
- ③責任保険契約における関係者の利益相反行為に関する検討 25
報告者:深澤 泰弘(岩手大学)

特別講演 「金融行政の現状と課題」 27

講演者:栗田 照久(金融庁)

司 会:家森 信善(神戸大学)

共通論題 「地震リスクに対する企業保険制度の課題」

司 会:中出 哲(早稲田大学)

趣旨説明:中出 哲(早稲田大学) 29

- ①本邦における企業地震保険手配に関する課題 31
報告者:増山 啓(三菱重工業)
- ②地震リスクと保険プログラムの構築 33
—補償ギャップと企業のリスクマネジメント・保険戦略
報告者:平賀 暁(マーシュブローカージャパン)
- ③地震リスクをめぐる再保険 35
報告者:谷水 克哉(エーオングループジャパン)
- ④企業保険のニーズへの対応に必要な研究上の課題 37
~新たな研究領域の開拓に際して求められるもの
報告者:榊 素寛(神戸大学)

韓国における新時代の巨大リスクと保険制度

—— 災害政策保険を中心に ——

韓国保険学会理事、早稲田大学教授
李洪茂

I. はじめに

韓国における「災難及び安全管理基本法」第3条（定義）第1項には、災難（以下、災害と称する。）が自然災害と社会災害に分けて規定されている¹。この自然災害と社会災害のいずれもその規模と頻度において増加の傾向にある。これらの災害に対する保険制度の中で、風水害保険、農作物災害保険、家畜災害保険、養殖水産物災害保険、漁船・魚船員災害補償保険に対しては、保険料と運営費に対して政府による財政支援が行われており、これらの保険は災害政策保険と称される。

本報告では、これらの韓国で実施されている災害政策保険を中心に、その運営実態を分析して、論点を明らかにする。

II. 災害政策保険の運営

災害政策保険では、加入者に対する保険料と保険会社に対する事業費に対して、国の財政からの補助金が支払われている。また、農業災害保険事業（農作物災害保険、家畜災害保険）と漁業災害保険事業（養殖水産物災害保険）に対しては、巨大災害発生から保険会社を保護するため、国による再保険が行われている。

政府の再保険は、保険の種類によってその方法が異なっているが、農業災害保険事業（農作物災害保険、家畜災害保険）と漁業災害保険事業（養殖水産物災害保険）に対する基金事業方式と、風水害保険の損失補てん準備金に対する準備金方式がある。また、政策保険の剰余金は、基金または損失補てん準備金として積立てられ、保険会社の損失発生の際に、その損失補てんとして使われる。

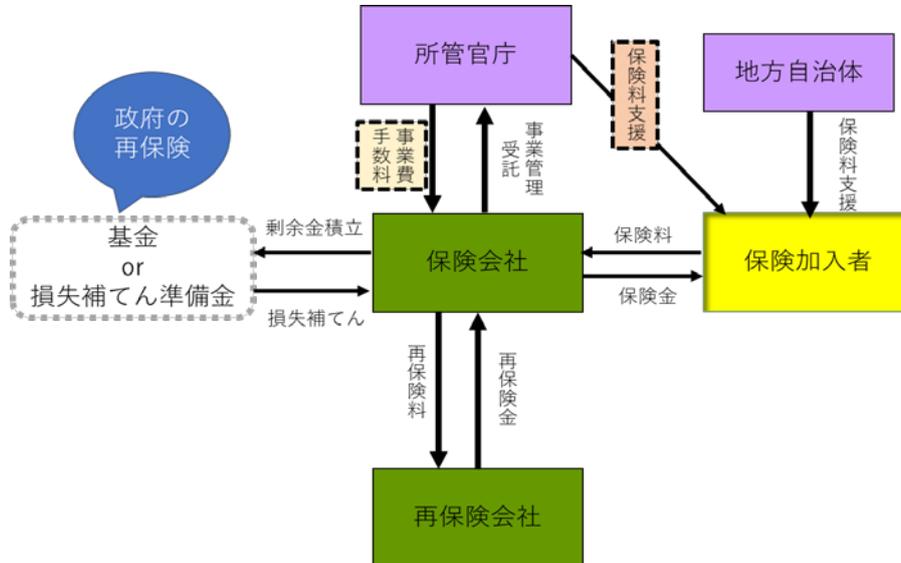
保険会社は、国による再保険の後に残存するリスクの一部を民間の再保険会社に移転する追加的な再保険契約を締結している。

¹ 自然災害には、台風、洪水、豪雨、強風、波浪、津波、大雪、寒波、落雷、干ばつ、熱波、地震、黄砂、藻などの大量発生、潮（潮水）、火山活動、小惑星・流星体などの自然宇宙物体の墜落・衝突、その他これに準ずる自然現象により発生する災害がある。

また、社会災害には次のようなものが含まれる。第一に、火災・崩壊・爆発・交通事故（航空・海上事故を含む）・化学兵器の事故・環境汚染事故などにより発生する一定規模以上の被害と国の核心基盤の麻痺である。第二に、「感染症の予防及び管理に関する法律」に基づく感染症または「家畜伝染病予防法」による家畜伝染病の拡散である。第三に、「微細粉塵低減及び管理に関する特別法」による微細粉塵などによる損害である。

韓国における韓国における災害政策保険の財政支援の仕組みは、次の通りである。

図 1 韓国における災害政策保険の財政支援の仕組み



(出典) 韓国国会の資料を参考に作成

Ⅲ. 災害政策保険の運営における論点

1. 保険料率体系

保険料率は、損害の発生確率と損害の規模によって算出される。しかし、政策の目的達成のためには、保険料率にリスクの発生確率を正確に反映することには限界があり、保険料の負担能力が考慮される。

2. 危険分担

政府は、保険会社の安定的な事業の運営のために、再保険を引き受けている。この政府と保険会社間の危険分担について、保険会社の適正な保有の割合が問題とされる。

3. 加入率

災害政策保険の加入率は、貧困層の方が低いため、特に貧困層の加入率を高める必要がある。

4. 災害支援制度との整合性

災害政策保険に加入していない被災者に対する支援制度と政策保険の整合性を確保する必要がある。

以上

リスク・ファイナンスからレジリエンス・ファイナンスへ

関西大学／国立研究開発法人防災科学技術研究所

永松 伸吾

1. 防災分野におけるリスク・ファイナンス

巨大災害に備える手法としてのリスク・ファイナンスは、欧米先進諸国に比べると、日本ではそれほど普及していない。スイス再保険会社の推計によれば、我が国では1年当たりの期待損失額で約25億ドル(約2800億円)相当のプロテクション・ギャップ(無保険損失)が存在すると言われており、主要先進国と比べると極めて低い数字である。

地震保険に限らず巨大災害リスクの保険は、近年の科学技術の進歩や資本市場とのリンクによって年々その規模を拡大させている。海外ではこうした巨大災害の保険を民間だけではなく、政府部門も活用しはじめている。わが国も、政府の保有する巨大災害リスクの一部を市場化することによって、巨大災害保険の市場拡大に貢献できるであろう。

1. リスク・ファイナンスの限界

他方でリスク・ファイナンスは、よく知られるようにリスクコントロールが困難な残余リスクへの資金的手当てを行うものであり、それ自体はリスクを軽減できない。また、過大なリスク・ファイナンスは、事前のリスクコントロールのインセンティブを阻害するという問題点もある。このため、リスク・ファイナンスをどうやってリスク・コントロールに結び付けるかという点は、防災分野における大きな課題の一つとなっていた。我が国の地震保険についてみても、2001年に耐震等級による保険料割引制度が導入され、2007年には免震建築物や耐震性能による割引が導入されたことなどは、こうした議論を反映している。

しかしながら、保険料を軽減することで事前対策のインセンティブの獲得に成功している事例は少なく、あっても限定的であるとされている。イギリスとドイツの洪水保険について調査したサミンスキらによれば、事前対策を促進したとしても、それは保険料の効果と言うよりはむしろ保険加入者がリスクを認識した結果であるとしている(Surminski and Thielen, 2017)。EU加盟28カ国における災害保険制度のレビューを行ったパレアリらによれば、18カ国がリスクに応じた保険料を採用しているものの、被害軽減策が体系的に保険料に反映できているわけでは必ずしもないとしている(Palari, 2019)。

リスク・ファイナンスの限界は、単にインセンティブの問題だけではない。リスクには外部性がある。例えば氾濫原に立地する工場のリスクは、どれだけ河川の洪水対策が施されて

いるかに依存する。火災のリスクは周辺の建物の火災リスクに依存する。そうすると、そもそも保険加入者単独でできるリスクコントロールには限界がある。

2. レジリエンスとは何か

ところで、ここ10年ほどの間に防災分野で頻繁に使われるようになった概念にレジリエンスがある。防災という言葉にはもともと被害の発生そのものを阻止するという意味がある。それに対してレジリエンスとは、社会や組織、個人が被害を吸収(adopt)し、新たな環境に適応(adopt)し、そして変革(Transform)する力であると定義される (Béné et al., 2012)。2011年カンタベリー地震の被害を受けた企業のうち、利益保険に加入している企業の売上げの回復スピードが他より速かったことなどが明らかになっており (Pontirakul et al., 2017)、保険が企業のレジリエンスを高める可能性が示唆されている。

4. レジリエンス・ファイナンスとは

一般的に保険金の用途は保険加入者の裁量であるから、保険への加入はそれ自体レジリエンスを高める効果を持つことは疑いようがない。それ以外にも保険には社会のレジリエンスを高めるための制度的装置としてのポテンシャルが存在する。例えば、近年では市町村が行う災害救助の費用を負担する保険が販売されている。大規模災害においてこうした費用は災害救助法により都道府県や国が負担することになっているが、それが定かではない段階において、こうした保険は市町村が躊躇なく住民避難を呼びかけることに貢献するであろう。また、複数の主体が共同で巨大災害債 (Cat Bond) を発行し、共同でのレジリエンス向上策 (例えばインフラの強靱化) を行うことで軽減された保険料を更なるレジリエンス向上に投資する「レジリエンス・ボンド」というスキームも欧米の再保険会社やリスクモデリング会社によって提案されている (Vaijhalal and Rhodes, 2018)。残念ながらこのスキームは必ずしも普及を見せていないが、それでも公的なレジリエンス向上策の資金を、保険を用いながら調達するアイデアには、たとえば単独では対策が難しい中小企業のBCPの普及促進などへと拡張できる可能性を秘めている。近年では、災害リスク情報が民間レベルでも容易に利用可能になりつつあり、その可能性は更に高まりつつあるといえよう。

本報告では、保険を用いて社会のレジリエンスを高める技術を「レジリエンス・ファイナンス」と定義する。そして従来のリスク・ファイナンスとの違いを整理しつつ、保険が災害レジリエンスを持続的に向上させる社会技術となる可能性を検討する。

地震保険とレジリエンス

慶應義塾大学

堀田一吉

1. はじめに（問題意識）

東日本大震災から10年が経ち、その復興の過程において、社会におけるレジリエンス（耐性：resilience）の構築が重要な政策課題となっている。このレジリエンスという概念が広まった背景としては、ダボス会議（2013年）、COP21（2015年）、さらには2015年9月の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の中で、レジリエンスの重要性が取り上げられたことがある。本報告では、南海トラフ地震や首都直下型地震の発生が危惧される中で、地震災害において社会システムのレジリエンスへ保険がどう貢献するか。そのために保険システム自体のレジリエンスを高めるためには何をすべきかについて、様々な角度から考察する。

2. 地震保険と保険レジリエンス

2-1 地震災害と保険レジリエンス

2-2 レジリエンスにおける社会と保険

2-3 地震保険のレジリエンス効果

保険は国民経済や市民生活のレジリエンスを目的に仕組みられた経済システムである。保険は、個人生活や社会経済のレジリエンス向上に対して確実な保障を提供することが責務である。そこでの保険によるレジリエント効果を「保険レジリエンス」と定義する。保険会社は、保険システムを健全に維持することによって、個人や社会にレジリエンスを提供する。レジリエンスと保険の関係性を考えるにあたって、保障（補償）における量的レベル（必要保障額に対して、どこまで保険でカバーされるか）と、質的レベル（必要とするニーズに対して何がカバーされているか）が重要な視点である。また、地震保険には、(1)損害填補効果（経済合理的な損害填補をする）、(2)経済復興効果（保険金による経済回復（浮揚）に貢献する）、(3)財政負担軽減効果（被災者救済に対する政府の財政支出軽減する）、(4)社会安定効果（社会安定性を維持し人々の不安を緩和する）の4つの効果が期待される。こうした効果を高めることで、地震災害に対する保険機能をいかに確保するかが課題である。

3. 地震保険とプロテクションギャップ

3-1 地震損害とプロテクションギャップ

3-2 プロテクションギャップの発生要因

3-3 保険金融技術の進展とプロテクションギャップ対策

経済損害に対して保険がどの程度まで損害補償を行っているかを示す指標としてプロテ

【令和3年度 日本保険学会全国大会】

シンポジウム「レジリエンスから見た地震リスクと地震保険」

報告要旨：堀田 一吉

クシオンギャップ (protection gap) がある。医療保障や死亡保障などの保険と比べて、地震災害や自然災害に対するプロテクションギャップが大きい。特に、日本における地震災害のプロテクションギャップが大きいことは、重要な課題と言える。この背景 (要因) としては、主として、(1)制度的要因 (政府規制、制度設計、契約構造、加入要件など)、(2)需要的要因 (リスク認知、リスク選好、購入可能性 (affordability)、過少保険 (underinsurance) など)、(3)供給的要因 (保険可能性 (insurability)、保険料体系、販売インセンティブなど)、が考えられる。ただし、地震災害に対しては、地震保険のほかに、キャットボンドやパラメトリック保険などの ART 手法が発展してきており、こうした新しい保険金融技術を活用しながら、社会全体としてプロテクションギャップを縮小させるための方策を講じる必要がある。

4. 地震保険とレジリエンス強化

4-1 地震保険のレジリエンス強化のための条件

4-2 レジリエンス強化と保険加入促進

4-3 地震保険によるレジリエンス強化と社会的連携

地震保険のレジリエンスを高めるためには、(1)財務上の「健全性・頑健性」(引き受け余力 (キャパシティ) の確保)、(2)制度運営の「安定性」(持続可能性・財源安定性)、(3)事後処理の「迅速性」(保険金支払いの迅速性、適正性、公平性の連立可能性)、(4)保険制度への「信頼性」(保険料率設定における公平性・妥当性)の4つの要件が求められる。さらに、保険を通じたレジリエンスを高めるためには、防災強化が重要である。保険(補償)と防災・減災対策は、代替関係ではなく補完関係にある。防災を強化することで、保険の引き受けキャパシティを拡大させることができる。この点で、防災と補償における官民役割分担や社会的連携の再構築が不可欠である。

5. おわりに (シンポジウムの目的と構成)

東日本大震災以降、保険料改定、総支払限度額の引き上げ、損害査定区分の変更、官民責任分担額の見直しなど、数度にわたる地震保険の制度改正が実施された。今回のシンポジウムでは、レジリエンスをキーワードに、地震災害対策において重要な役割を担う地震保険について、社会のレジリエンスへの貢献に向けた諸課題を再検証する。制度改正の中で明らかになってきた課題を整理しつつ、この間に、保険業界が取り組んできた制度改正を見ながら、地震リスクに対する備えとそこにおける地震保険の貢献のあり方について検討する。地震リスクの特性を踏まえて、社会のレジリエンスへの地震保険の貢献のあり方について、法律学、経済学、生損保業界、それぞれのテーマに基づいて報告していただき、全体で意見交換を行う。

地震保険制度の変遷と料率算出の特徴

損害保険料率算出機構

渡辺 敬之

1. はじめに

日本は世界でもまれにみる地震リスクが高い国であり、そのリスクを担保する保険の必要性、ニーズは極めて高い。しかしながら発生頻度が低く、ひとたび大地震が発生すると巨大な損害をもたらすという地震の特性ゆえに保険制度の成立や運営には困難性が伴う。新潟地震を契機に1966年に創設された我が国の地震保険制度は、これらの困難性に対する工夫がなされ、特徴のある保険制度となっている。

2. 地震保険制度の趣旨・目的

地震保険制度創設にあたって制定された「地震保険に関する法律」（1966年）では、この保険の趣旨・目的は「保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もつて地震等による被災者の生活の安定に寄与すること」（第1条）とされており、この保険制度は単に契約者の自助としての「保険」という役割だけではなく、政府の再保険という形での関与の下に運営されている社会的な「連帯」の仕組みとしての役割を有すとされている。

地震災害は自動車事故等に比べて非常に低頻度な事象であり、頻度や損害の過去実績による統計的な将来予測が難しい。しかも損害規模が時に異常に巨大なものとなる可能性があるため、数年、数十年程度の期間では保険収支を安定させることが困難である。地震保険においては、政府が再保険を引き受けることで保険金支払いを確実にし、民間の採算ベースを超える超長期での収支相償が図られている。政府による再保険は、保険料率の水準なども含めた安定的な保険制度運営のための重要な要素であるとともにこの保険の大きな特徴の一つである。

3. 地震保険制度の変遷

地震保険制度は創設以降、多くの地震災害や社会的なニーズや経済環境の変化を経て、商品内容が改善（下表）されるとともに普及拡大が進められ、社会のレジリエンス力強化に貢献してきている。

【令和3年度 日本保険学会全国大会】

シンポジウム「レジリエンスから見た地震リスクと地震保険」

報告要旨：渡辺 敬之

損害査定の高難性から、創設時には全損時のみとされていた補償条件は、全損に至らない部分的な被害を多数もたらした1978年宮城県沖地震などの地震や損害査定の高難性向上などを踏まえ、一部損まで拡大されてきた。また、付保割合や保険金額についても、財政力と保険としての機能のバランス等を踏まえて引き上げられてきている。一方、建物の耐震性能の向上とともに、耐震化のインセンティブとしての保険の機能を期待し、保険料の割引制度の導入と割引率の拡大なども行われてきた。これらの商品内容の改善や契約の増加に伴い、総支払限度額（1回の地震等による保険金総額の限度額）は当初と比べ、2021年現在では40倍もの額になっている。

	1966年制度創設時		2021年現在
補償条件	全損のみ	⇒	全損・大半損・小半損・一部損
付保割合	火災保険金額の30%		火災保険金額の30~50%
加入限度額	建物：90万円 家財：60万円		建物：5,000万円 家財：1,000万円
割引制度	なし		建物の耐震性能(建築年等)で4種類 (最大50%の割引)
総支払限度額	3,000億円		12兆円

4. 地震保険料率算出の特徴

地震は発生頻度が低く、ひとたび大地震が発生すると巨大な損害をもたらすという特性を持っている。このため、制度発足以来の短期間における地震保険の支払実績で料率算出することは困難である。政府が設置した地震調査研究推進本部では、地震発生に係る調査・研究結果を踏まえ、多くの研究者の議論を経て全国統一の基準で確率論的地震動予測地図を作成している。現在、地震保険の料率算出にあたっては、この予測地図の作成に用いられた客観的で高精度の地震発生データを利用し、被害予測シミュレーションにより将来の支払保険金を予測し、超長期の期間を想定した平均的な保険料算出を行っている。

5. おわりに

世界でも有数の地震リスクを抱える日本において、いまだ保険としては制約的な部分が残るものの、政府、民間が協力し、東北地方太平洋沖地震などによる大きな地震災害においても被災者の生活安定に一定の役割を果たしている。今後も南海トラフの巨大地震等の発生が懸念される中で、社会のレジリエンス機能のひとつとしての貢献が期待される。

家計地震保険にかかる法制度の将来展望と法的課題

中京大学

土岐孝宏

1. 地震保険に関する法律に基づく地震保険制度のレジリエンスについての現状と課題

(1) 災害レジリエンスと地震保険制度

地震保険に関する法律（以下、法）に基づく（狭義の）地震保険制度は、私保険（自助）による復興の仕組みとして、家計の地震リスクファイナンスの主要な担い手となり、地震災害からの経済的意味における回復力・復元力（レジリエンス/resilience）に寄与してきた。それは、災害を乗り越える経済社会のシステム全体の抵抗力・回復力（災害レジリエンス）に「制度」として寄与する存在であり、そのような既存「制度」そのものの強靱性確保の議論が必要とされるほか、その制度を含む（広義の）地震補償の制度が家計にもたらす効果という機能面（家計の復興）に着目した強靱性の議論が必要である。

(2) 災害レジリエンスを削ぐ要因 —付保制限と総支払限度額—

狭義の地震保険契約の保険金額（支払上限）は、それを附帯させる火災保険の保険金額の30%以上～50%以下としなければならない（付保制限：法2条2項4号）。また、1回の地震あたりの保険金支払いに限度が設けられ、これを超える損害が発生した場合には支払保険金額が削減される（総支払限度額：法4条）。いずれも、リスク量（巨大リスク）を理由とする。これは、災害レジリエンスに対する負の作用である。

(3) これまでの地震保険制度の改革提案

現行の地震保険制度が抱える、上記、レジリエンス効果の不足という課題に対して、これまで様々な改革提案が行われ、その論調として、国家の後見的役割という発想のもと、現行制度に取り換わる、あるいは現行制度に追加される強制保険の仕組みを用意し、付保制限や総支払限度といった制約を持つ現行の地震保険制度による給付水準より、結果的に多くの給付を被災者に行うことを可能にする趣旨の提案が多くみられた。しかし、強制保険化（現行制度より強固になる社会的な連帯）に対する国民のコンセンサスが得られないという壁を前に、それらは実現していない。

(4) 財務省・地震保険PT（報告書・平成24年）による地震保険制度の見直しの方針

財務省が関与する、地震保険制度に関するプロジェクトチーム（地震保険PT）やその議論を継承するフォローアップ会合、現在進行中の地震保険制度等研究会は、近年の大震災を受けて、現行の地震保険制度のレジリエンスについて議論を継続しているが、そこでは、現

行制度の基本的枠組みの維持が基本路線とされている。地震保険 PT 報告書（平成 24 年）は、上記の改革提案に見られた強制保険化を排除することは勿論、家計の復興という観点のレジリエンス不足に直結する、付保制限や総支払限度額の制度も維持されるべきとする。もっとも、その中では、付保制限に関連した「付保割合 100%、全損のみ補償」オプションの導入が、今後の検討課題として提示されつつ、地震保険の果たすべき役割としてどこまでのものを求めるのか、被災者生活再建支援制度等、他の施策や民間独自の上乗せ商品との役割分担を図りながら、地震保険の制度設計を考える必要がある旨が指摘されている。

2. 狭義の地震保険制度の守備範囲と広義の地震保険制度

（1）狭義の地震保険制度の果たすべき役割 — ミニマムな保険制度の強靱性の維持確保 —

東日本大震災後、数度の地震に見舞われ、現在、狭義の地震保険制度の民間保険会社の危険準備金残高は、1 回の地震における民間保険会社の負担限度額とほぼ同額の水準にまで低下し、今、第二レイヤーを超える巨大地震がきたとすれば、ほぼゼロになるほど枯渇している。総支払限度額および付保制限を維持し、保険者が引き受けるリスク量を増やさないとする地震保険 PT 報告書の方針は、個々の家計にてん補不足を生みその復興の障害になるという意味における災害レジリエンスに負の側面を有するが、他方、地震保険制度それ自体の強靱性、持続性確保の観点、ひいては社会全体の災害レジリエンスを高めるという観点からは正の側面を有し、その限りで望ましい。

（2）広義の地震保険制度が果たすべき役割 — プラス α の災害レジリエンス効果の追及 —

制度の強靱性確保の観点から、狭義の地震保険制度それ自体をフルスペック化しないことで家計に生じる負の側面（てん補不足）は、国の関与（オプションを含む）を否定して、民間の力（自由な競争）に委ねるのが、公平性の観点や巨大リスクに対処する際の効率性の観点から望ましい。狭義の地震保険制度に追加して、民間の上乗せ商品、単体の地震補償商品等を活用し、Total の災害レジリエンスを向上させるべきである（広義の地震保険制度）。

3. 民間の上乗せ商品等をめぐる法律論の整理

家計におけるてん補不足を補うにあたり、家計（消費者）が上乗せ商品を購入（活用）しようとする際、盲点となりうる、いまだ十分に整理されていない法律問題がある（広義の地震保険制度を前にした法的課題）。狭義の地震保険契約、JA 建物更生共済、地震危険等上乗せ補償特約、地震火災費用保険、その増額特約、少額短期保険会社の単体地震保険商品、インデックス保険、地震デリバティブ、それぞれの法的性質を整理した上、実際の約款規定を確認しながら、それぞれの商品間の重複保険によるてん補の調整の問題について論じる。

大震災と家計の地震保険加入行動－地震保険統計を用いた実証分析－

慶應義塾大学

柳瀬 典由

1. はじめに

地震や風水害をはじめとして、大災害による人的・経済的損失は世界的に拡大しており、その傾向は 1990 年代以降において顕著である。米国ではハリケーン・カトリーナ（2005 年）等、大規模な洪水リスクへの対策が課題となっている。とりわけ、洪水による経済的損害額に対して、全米洪水保険制度（NFIP）による補償割合はせいぜい 2 割程度であり、補償ギャップの問題が強く残存する。これは、政府による数々の努力にもかかわらず低い保険加入率にとどまることに起因している。

世界有数の地震大国であるわが国も例外ではない。地震保険制度は世界に冠たる災害リスクファイナンスの仕組みであるが、それでも、全国平均 33.1%の世帯加入率にとどまり（2019 年度末）、都道府県間でのばらつきも大きい。加入率を高め補償ギャップを低下させるためにはどのような政策が必要なのだろうか。この点は多くの研究者が関心を持ち続けているテーマであるが、そのためには、大災害をめぐる保険加入行動の理解が重要となる。

この点を理解するために有用な観察事実として研究者が注目してきたのは、大災害前後の非対称な保険加入行動、すなわち、大災害前には人々の保険加入率が低い一方で、災害後には加入率が急増するという現象である。最近ではこのような非対称需要の存在について、ヒューリスティック下での意思決定として説明を試みる研究が多い（e.g., Volkman-Wise, 2015）。

2. 考察方法

本報告では、報告者が取り組んでいる 2 つの共同研究 — Kamiya and Yanase (2019) ならびに Kakamu et.al (2021) — の概略の紹介を通じて、わが国の地震保険制度を対象に大災害前後の家計の保険加入行動について考察する。なお、前者は既に刊行済みであるが、後者は現時点でワーキングペーパーであり、引き続き論文内容の改善を進めているところである。

わが国は、関東大震災（1923年）以来、阪神淡路大震災（1995年）まで極端な大震災を経験してこなかった。ところが、2011年、大震災の記憶が人々の記憶に残存しているなかで、再び東日本大震災を経験することになる。これほどまでの大災害を、さほど長くない期間内に複数回経験するという事は世界的にも稀である。こうしたわが国の経験をもとに、上述の2つの研究は、極端な大災害による人々の直接的・間接的な被災経験が、大災害に直面した際の人々の災害保険加入行動にどのような影響を与えるのかという問題を考察している。

Kamiya/Yanase (2019)は、大災害後の保険加入者行動に関して、直接的な被災経験のみならず、個人に内在化された情報が共有されることで間接的な被災経験による効果も強く持続することを明らかにした。また、過去の大震災の直接的な被災経験が、その後の別の大地震後の保険加入者行動に与える影響を分析したところ、人々の非合理的要因（利用可能性バイアス等）が過去の被災経験の効果を説明するのに役立つことも分かった。他方、Kakamu et al (2021)は、阪神淡路大震災後に人々の地震保険加入行動の攪乱状態に着目し、人々の保険加入行動における非合理的要因が「都市」という文脈と関連を持ちうるのかどうかという点をベイズ推計の手法を用いることで分析を試みている。

3. 今後の課題

いずれの研究もわが国の地震保険統計（都道府県単位）を基に分析しているが、より頑強な分析のためには、市町村単位のデータを過去に遡及して入手する必要がある。産官学で連携することで、国際的にも貴重な統計である地震保険統計のさらなる活用が期待される。

参考文献

1. Kamiya S., and N. Yanase (2019), "Learning from Extreme Catastrophes", *Journal of Risk and Uncertainty*, Vol. 59 (1), 85-124.
2. Kakamu K., S. Kamiya, P. Stauffer-Steinnocher, N. Yanase and T. Yamasaki (2021), "The Effects of Catastrophic Events on the Purchasing Behavior for Earthquake Insurance in Japan: A Bayesian Approach.", *Discussion Paper Series*, 2021-21 (Kobe University).
3. Volkman-Wise, J. (2015), "Representativeness and Managing Catastrophe Risk," *Journal of Risk and Uncertainty*, Vol. 51(3), 267-290.

大規模災害の被災者の生活支援と生命保険契約照会制度の創設

生命保険協会

石川 温

1. はじめに

大規模災害が発生した際、生命保険協会は、協会長を本部長とする対策本部を設置し、被災された方に一刻も早く安心いただけるよう最大限の配慮に基づいた対応を行うことと、生命保険会社による被災された契約者等への対応を積極的に支援することを基本方針として、被災状況等に応じて、各種対策を講じることとしている。

2. 大規模災害発生時の対応

(1) 被災者の生活支援、安心感の提供

生命保険契約上の措置としては、災害救助法が適用された場合、保険料払込猶予期間の特別措置（最長6か月間の延長）を適用し、被災状況によっては、保険料払込猶予期間の特別延長を適用する。また、保険金等の各種支払に関する対策としては、簡易支払いに関する措置を行い、生命保険会社は、契約者貸付に対する特別金利の設定や、地震の場合は、約款の地震等削減条項の不適用の検討を行う。

また、罹災度の高い地域への救援に資するため、日本赤十字に対する義援金の寄贈や、被災地への救援物資・器具等の提供について検討する。

(2) 保険に関する照会・請求手続きの簡素化

相談用フリーダイヤルの設置、現地相談窓口への要員の派遣、被災地の消費生活センターとの情報連携等の照会対応や、死亡認定やみなし入院に関するガイドラインの策定による保険金等の請求手続きの簡素化を行い、「災害地域生保契約照会制度」の運営を開始する。

(3) 確実に保険金等を支払うための対応

生命保険会社はお客さまの安否確認活動を行い、国や自治体等を通じて死亡者名簿の入手に努め、生命保険会社が把握した情報を会社間で共有する等の対応を実施する。

また、大規模災害により親権を有する者全員が死亡した未成年については、弁護士会や地元行政機関等と連携し、適切に保険金等を支払えるように対応する。

（４）複線的な周知活動

以上の各種対策については、プレスリリース、テレビ・ラジオに対する働きかけ、被災地での新聞広告、ホームページへの掲載、地元行政機関等との連携、生命保険会社の営業職員等による電話・戸別訪問等による周知活動を実施する。

3. 生命保険契約照会制度の創設

（１）災害地域生保契約照会制度

2011年3月の東日本大震災では、多くの被災者が、家屋等の流失や焼失によって契約関係書類を紛失するなど、契約に関する手掛かりがない状態となっていることが想定された。そこで契約有無の確認や保険金請求等が困難な方からの契約照会に応じるため、2011年4月1日、「災害地域生保契約照会制度」を創設して、照会対応を開始した。

また、2012年3月には、災害救助法が適用された地域の照会にも対応することとした。

（２）生命保険契約照会制度の創設

これまでの「災害地域生保契約照会制度」は、災害地域における確実・迅速な支払のための業界横断のセーフティネットとして活用してきたが、顧客本位の業務運営を推進する観点から、災害時に限らず、平時においても確実に保険金請求を行っていただくための「生命保険契約照会制度」を2021年7月1日に開始し、従来の制度と一本化した。

新たな制度では、契約者・被保険者が亡くなった場合、認知判断能力が低下している場合において、法定相続人・法定代理人・3親等内の親族などからの照会を生命保険協会が受け付け、照会対象者に関する生命保険契約の有無について一括して生命保険各社に調査依頼を行い、生命保険各社における調査結果をとりまとめて照会者に回答する。

生命保険協会は今後もこうした取組みにより、超高齢社会の課題の解決に貢献していく。

以上

保険会社の情報開示とメディアの役割

福岡大学

植村 信保

1. 保険会社の経営情報とその伝達

事業会社の場合、商品・サービスの利用者が、それを提供する会社の経営内容を知る必要はあまりない。しかし、消費者（現在および将来の契約者）にとって保険会社の経営内容は知る必要のある情報である。経営破綻時の契約条件変更の可能性や経営内容に応じた（有配当契約の）配当還元など、保険会社の経営内容によって商品・サービスの価値が左右される。

ところが、株主などの市場関係者とは違い、消費者が保険に加入する動機は主として保障（補償）の獲得であり、特に平時においては、保険会社の経営情報を自ら得ようという意識に乏しいのが実情である。結果として、経営情報の伝達はメディアが多くを担っている。

2. メディア（新聞）による経営情報の伝達

新聞、テレビ、雑誌等のオールドメディアの影響力は低下傾向にあるものの、日本の新聞は発行部数が多く、メディアとしての信頼度が高く、かつ、保険会社の決算発表をほぼ毎回報道している。そこで、日本の新聞（全国紙）が、生保危機の時代を含む過去20年間において保険会社（生保・損保）の決算をどのように報じてきたかのを調査・分析した。

外形的な特徴としては、「継続的な報道」「報道量の変化」が挙げられる。調査対象とした3紙（日経、朝日、読売）では保険会社の3月期および9月期決算を毎回報じていた。ただし、生保不安や金融危機が発生した2000年代に比べると、2010年代の報道量はいずれの媒体も低位安定となっていた。報道内容については、2000年代前半には各紙が多様な報道を展開していたのに対し、平時となつてからの報道内容は固定化されていることがわかった。

3. 決算報道の固定化の背景

全国紙が平時に伝えている生保の「保険料等収入」や「基礎利益」、損保の「当期純利益」は、客観的にみて、保険会社の経営情報を必要とする消費者に伝えるべき情報とは考えにくい。他方、現行会計では伝えきれない有益な経営情報を独自に公表する保険会社が増えていても、これらが報道されることはなかった。

新聞をはじめ、メディアは取材した材料のうち、ニュースバリュー（報道価値）があるとメディア自身が判断したものしか報じない。すなわち、平時の保険会社決算は、いわば最低限の報道を続ける程度のニュースバリューしかないと判断していることになる。加えて、経済記者は総じて経済の専門家ではなく、人事異動も頻繁に行われるという報道機関固有の事情も影響している可能性がある。

4. 新たなソルベンシー規制との関係

平時の報道内容が固定化され、メディアが伝える保険会社の経営情報と、消費者に有益と考えられる経営情報に乖離が生じていることの弊害は、例えば当局による健全性規制の効果が削がれるというかたちで生じる可能性がある。

金融庁は現在、2025年の導入をめどに新たな健全性規制を検討している。保険会社の経営実態をよりの確に示す「経済価値ベースのソルベンシー規制」を採用するだけでなく、「ソルベンシー規制」「内部管理と監督上の検証」「情報開示」の3本柱をパッケージで導入する方針が示されている。

しかし、保険会社が経済価値ベースの新たな指標を公表しても、メディアがこれを理解し、続けて報じるに値する（ニュースバリューがある）と判断しなければ継続して報道されることはなく、これまでと同じ固定化された報道が続く可能性もある。その結果、情報開示による規制効果が消費者経由では機能しにくいばかりでなく、固定化された報道が続くことで、競争上の理由などから、本来とるべきではない経営行動を保険会社にとらせてしまう効果があると考えられる。

罰則の有無による行動の違いと保険加入行動との関係：

自動車の後席シートベルト着用率と地震保険加入との関係に関する検証

信州大学 広瀬純夫

罰則があるからといって、誰もが罰則の対象となる行為を慎むとは限らない。罰則を設けることによる行動変化についての先行研究として、Fisman and Miguel (2007)は、国連外交官による駐車違反對策を目的とした2002年10月のニューヨーク州の法改正の結果、国連外交官による駐車違反が10分の1に激減する一方、出身国の腐敗度指数が高い国ほど、罰則を設けた後も違反を続ける傾向があることを明らかにしている。つまり、罰則を科されても、人々は一律にルールを遵守するようになるわけではない。そして、ルール遵守の傾向が腐敗度指数と関係していることから、罰則が設けられたことへの反応の違いは、他の行動様式と関係している可能性がある。

本研究では、罰則があることへの反応の違いと、保険への加入というリスクに対する姿勢との関係について実証分析を行った。罰則があることへの反応の違いとして用いた指標は、自動車の後席シートベルト着用率である。2008年の道路交通法改正により、後席シートベルトの着用が義務化された。ただし、実際の運用では、違反した場合に罰則が科されるのは高速道路のみであり、一般道の場合、口頭注意にとどまる。そこで、都道府県別の後席シートベルト着用率のデータを用いて、高速道路での着用率と一般道での着用率の差を、「罰則の有無による行動の違い」の指標とすることとした。法改正によって、ある行為に対して罰則が設けられることは、対象となる行為の背景に潜むリスクを周知する機会とも考えられる。したがって、法改正の影響に敏感に反応する人は、リスクへの感応度が高く、保険にも手厚く加入する可能性がある。つまり、罰則の有無での行動に違いがあるとき、リスクに対する姿勢について何らかの差異が生じてこないかを検証した。

本研究の当初の成果をまとめた室田・齋藤（2019）では、罰則の有無による行動の違いとリスクに対する姿勢との関係を分析するために、リスクに対する姿勢の指標として用いたのは、都道府県別の任意自動車保険に関するデータである。具

【令和3年度 日本保険学会全国大会】

第Iセッション（経済・経営・商学系）

報告要旨：広瀬 純夫

体的には、1年間の任意自動車保険の保険金受取金額を任意自動車保険契約保険料で割った保険料の支払い割合を指標として用いた。その年の保険金受取金額が、その地域の期待損害額に近似できるとすれば、期待損害額に対する保険料の支払い額が多くなるほど（上記の指標の値が小さくなるほど）、より手厚く保険に加入していると捉えることができる。したがって、この指標の値が小さくなるほどリスク回避的傾向が強い地域だと考えることとする。これに加え、県別の任意自動車保険普及率を指標とした分析も行った。普及率が高いほど、リスク回避的な傾向が強いと考えることができる。ただ、自動車保険の場合、シートベルト着用の有無が、損害額に影響を及ぼす可能性があるため、シートベルト着用と、保険加入行動とが内生的に決まる可能性がある。そこで、シートベルト着用と直面するリスクとの関係を別個に捉えることができるよう、新たに、リスク回避的な指標として、都道府県別の地震保険加入率および地震保険の火災保険への付保率のデータも使い、加入率あるいは付保率が高いほどリスク回避的傾向が強いと捉えることとした。その上で、一般道と高速道路の後席シートベルト着用率の差（以下では着用率差とする）とリスク回避的な保険加入行動に関する指標との関係を、固定効果モデルのパネルデータ分析で検証した。いわゆる“県民性”のような都道府県固有の固定効果を取り除く固定効果モデルで分析することにより、着用率差とリスク回避的な指標との関係を、純粹に確認できる可能性がある。例えば、シートベルト着用については、県警によって取締り姿勢が異なることが影響する恐れがあるが、固定効果モデルを用いることでそういった効果を除去できる。

分析結果では、2008年に着用が義務化されて以降、高速道路での着用率と一般道での着用率の差が大きい場合ほど、保険料の支払割合が低くなり、任意自動車保険に手厚く入る傾向があることを確認した。任意自動車保険普及率についても、着用率差が大きい県ほど、高くなることが確認された。さらに、地震保険加入率、火災保険への付保率も高くなることを確認した。このことは、「罰則の対象となった行為には、違反した場合に大きな危険にさらされる恐れがある」と敏感に感じ取る場合ほど、リスク回避的傾向にあることを示唆していると考えられる。

リスクマネジメントの変遷：保険マネジメントからERMへ

関西学院大学
前田祐治

1. はじめに

本稿では、1970年代から現在までの企業リスクマネジメントの変遷をみることで、損害保険と金融市場の変化が、企業リスクマネジメントの変遷に深く関わっていることがわかる。特に、日本と米国の比較において、リスクマネジメントからERMへの変遷について論じたい。

2. 1970年代のリスクマネジメント（米国）

1970年代は米国の保険料率の高騰し、米国企業は保険会社との交渉で、財物保険の「High deductible plan」や賠償責任の「Self-Insured Retention」のような高額免責を設定することで保険料の削減に努めだした。その結果、企業は「Captive insurance company」のような自社で保険会社を設立し、自家保険部分を子会社にリスク移転しようとした。その過程でリスクを保有する部分に対するリスクマネジメントが必要になる。リスクマネジメントの必要性と専門家としてのリスクマネジャーの配置が求められる。

3. 1980年代のリスクマネジメント

多くの大企業に「High deductible plan」「Self-insured Retention」が浸透した。企業は自社でリスクマネジメントの管理する部門が必要になり、クレームなどを第三者によるアドミニストレーターを雇うようになる。保険市場は、ハードマーケットで、保険料の高騰が止まらない。当時のリスクマネジメントは「保険マネジメント」であり、リスクマネジャーは保険リスクに関する専門家であった。自家保険が普及することで、「逆選択の問題」や「モラルハザードの問題」は解決の方向に向かう。一方、日本では積み立て型保険（火災保険や傷害保険）が人気になる。保険会社による財物や賠償リスクのエンジニアリングサービスが有料で提供される。ロスコントロールを合体したHPR（Highly Protected Risk）が財物保険の中心になる。トータルリスクコストを低減することが重要という認識が広まる。日本でもリスクマネジメントと保険が合体したHPR保険が火災保険に導入される。火災保険に対しては算定会による防災（スプリンクラーや消火設備）による料率の割引が適用される。

4. 1990年代のリスクマネジメント

1985年度のプラザ合意により、為替市場が活性化する。日本はバブル経済により金融市場が高騰する。米国や日本において、金融市場における金融技術のイノベーションによりリスクの証券化（たとえばオリエンタルランドの地震債券）が始まる。デリバティブ市場も活性化する。保険市場ではハードマーケットからソフトマーケットになり、保険会社間の競争が激化する。特に、財物保険の料率の価格競争が激化する。財物中心の保険会社の経営が苦し

【令和3年度 日本保険学会全国大会】

第Iセッション（経済・経営・商学系）

報告要旨：前田 祐治

くなり、倒産または合併により消滅する（たとえば、HPR でシェアが高かった、IRI 社、Kemper 社が倒産する）。リスクマネジメントの中心はまだ保険リスクであったが、部署により金利や為替の金融リスクのデリバティブ取引によりリスクヘッジが盛んにおこなわれるようになる。リスクファイナンスの手法が拡大し、ファイナイトリスクや保険の証券化が始まる。1990 年後半に日本では保険の自由化が始まる。欧米では Internal Control 内部統制が必要になる。このころ ERM が提唱され始める。Integrated Risk 商品の登場し、Honeywell 社が長期の保険契約を行う。日本では HPR 保険が失敗に終わる。保険料の自由化が結果として企業間の競争を生み出さなかった。

5. 2000 年から 2010 年のリスクマネジメント

2000 年初頭は企業の不祥事が多発する。会計不祥事による倒産事例として、たとえば、Worldcom、Enron が明らかになる。また、ファイナイトリスクを悪用した事件により、訴訟にまで発展し、たとえば AIG や HIH（オーストラリアの保険会社）のように、金融リスクと保険リスクの融合によるトラブルが顕在化する。日本においては、ファイナイトの問題から損害保険会社（あいおい、大成、日産など）の救済合併・吸収が盛んにおこなわれる。また、保険会社の不払いの問題が起これ、営業停止命令が損害保険会社に課される。

これらの企業不祥事に対応する形で、2003 年、米国において SOX 法が施行される。上場企業にリスクマネジメントの開示義務が課せられる。日本においては会社法（2005 年）が改正された。2008 年の「リーマンショック」により金融市場の問題が明らかになり、金融機関の破綻が顕著になり、全世界に不況が拡大する。金融商品であるが、保険機能がある CDS の破綻により AIG の救済が米国政府により実施される。この結果として、金融工学、格付会社、会計士、投資銀行、銀行や保険会社への批判が高まる。これまでは「システムチック」の問題が主なテーマであったが、「システミックリスク」の問題が顕在化する。保険会社は ERM を導入し、Solvency II に対応する。米国企業も SOX 法により CEO のリスクマネジメントへのコミットメントが必要になり、ERM を積極的に推進する。

6. 2010 年から現在までのリスクマネジメント

米国企業の ERM は上場会社を中心に標準装備へと動いている。しかし、各企業とも何をどうしていいかわからず、ピアレビューして情報をシェアしあっている段階である。その中、S&P が ERM の格付けを発表する。しかし、対象は保険会社を中心である。COSO（2004 年、2017 に改定）、ISO31000（2009 年、2018 に改定）で新しいリスクマネジメントの基準が示される。そこでは ERM とは①価値の創造が目的であること。②カテゴリーに関わらず企業を取り巻くすべてのリスクが対象であること。③企業を取り巻くリスクを総合的に評価すること。④より革新的なリスクマネジメントの手法を考慮すること。

一方、一般の日本企業は保険の統合が中心で ERM にまでは発展していない。

約款規制の事業者間契約における意義

近畿大学

石上 敬子

1. はじめに——事業者間契約における約款規制の理論的課題

2021年から施行された改正民法では、「定型約款」に関する規定が新設された。これを「事業者間契約」との関係でみると、次のような課題が浮かび上がる¹。

α ：事業者間契約は、定型約款規定の適用対象となるか

＝多様な事業者間契約のうち何が、規定の適用対象となるべきか

（第548条の2第1項、適用範囲の問題）

β ：適用されるとして、不当条項規制はどのような判断基準でなされるか

＝事業者間契約に対する判断基準は、他の契約類型と異なるべきか

（第548条の2第2項、不当性の判断基準の問題）

γ ：適用されないとして、どのような規制がなされうるか

＝一般契約法理に基づく規制に戻るとしても、

定型約款規定の法理の影響を受けた修正がなされるべきか

定型約款規定の解釈論としてみれば、ここでの課題は $\alpha \cdot \beta$ にとどまる。しかし、事業者間契約はそもそも α ＝「約款規定の適用対象とすべきか」について、立法段階から激しく争われており、結果として成立した定義規定（第548条の2第1項）も、複雑であり法的安定性を欠く。このため、定型約款規定が適用されなかった場合＝ γ も射程において、事業者間契約規制の全体について総合的に論じる必要があると考えられる。

2. 本報告の検討対象：ドイツ約款規制論（BGB第310条第1項）

そこで本報告では、ドイツにおける約款規制論を参照する。1976年以來の歴史を有するドイツの約款規制規定は、制定時から明示的に、事業者間契約も不当条項規制の対象としてきた。ただし、当然に規制対象とされたわけではなく、規制の適用範囲の限界となる特則のひとつと位置付けられた（旧AGBG第24条第1項、現BGB第310条第1項）。かつ、それにもかかわらず判例は国際的にみても厳しい積極規制を展開したことから、近時では規制を緩和する方向で、改正論が具体化している。

¹ 法制審での議論状況を、特に実務家委員の発言を中心に分析したものとして、拙稿「定型約款規定の意義と射程（中）——法制審議会民法（債権関係）部会における実務をめぐる応酬」大阪経済法科大学経済学論集42巻2号67-82頁（2019年5月）。ただし同論文では中間試案までしか検討できておらず、最も詳細かつ激しい議論が展開された第3ステージの整理と全体の検討は「下」として公表予定である。

こうしたドイツの法状況の概況については、既に検討、公表した²。本報告はそこで明らかになった課題をさらに掘り下げ、事業者間契約への約款規制に関する議論の乏しい日本への示唆を得ようとするものである。

3. 本報告の骨子

本報告では、次の2つの論点を軸として、判例、学説等の状況を整理する。

- ①事業者間契約における約款規定（不当条項規制）の適用範囲 【= α】
= 商議要件（BGB 第305条第1項第3文関係）、または事業者の要保護性等による区別
- ②事業者間契約における不当条項規制の判断基準 【= β・γ】
= 事業者間契約の特質を踏まえた考慮事由とその具体化
(BGB 第307・308・309条、第310条第1項関係)

判例からは、責任制限条項の一種である「テイク・オア・ペイ条項」に関するものを取り上げるが³、ドイツの厳格な約款規制規定の適用を嫌って、裁判数自体の減少（注再建数の増加）、あるいはドイツ法からの逃避（外国法を準拠法として選択すること）が生じているなどの指摘を踏まえ、改正論を中心として扱う。その際、研究者による議論⁴だけでなく、経済界の動向⁵も参照する。

②不当条項規制の判断基準については、不当条項リストの「徴表効果」（事業者間契約に適用される規定は一般条項のみで不当条項リストは適用されないことになっていたが、一般条項を通じた判断において不当条項リストが事実上参照されること）にも着目し、事業者間契約規制において事実上重要な意味を持つ不当条項リストはどれか、も明らかにする。

以上

² 「約款規制の事業者間契約における意義 —ドイツにおける議論の変遷と現状—」 損害保険研究 82 巻 3 号 35-60 頁（2020 年 11 月）。2010 年頃までの法状況を扱った研究としては、山下友信「不当条項規制と企業間契約」同『商事法の研究』（有斐閣、2015）〔初出 2011〕292-316 頁があり、報告者の研究はこれと同じ問題意識を出発点としている。

³ 定額賠償条項の一種にあたる「テイク・オア・ペイ条項」に関する判例（z.B. BGH 22.11.2012 - VII ZR 222/12 - NJW 2013,856）。

⁴ 改正消極説（von Westphalen, Basedow）、改正積極説（Leuschner, insb. Leuschner(Hrsg.), AGB-Recht im unternehmerischen Rechtsverkehr: Kommentar zu den §§305-310 BGB, 2021）。

⁵ 改正消極説（中小企業の業界団体で構成される”pro AGB-Recht”）、改正積極説（ドイツ機械工業連盟（VDMA）や電気電子工業連盟（ZVEI）等などの主要業界団体を中心とする”Die Frankfurter Initiative zur Fortentwicklung des AGB-Rechts”）。

D&O 保険における免責条項の再検討

福岡大学

牧 真理子

1 はじめに

令和元年改正会社法は、D&O 保険に関する規定を新設した。これは、従前から、D&O 保険契約締結に関する手続が明確ではないこと、利益相反のおそれがあることが懸念されていたことに対応するものである。本改正により、手続に関する規定および開示に関する規定が整備された（会 430 条の 3、会社則 115 条の 2・119 条 2 号の 2・121 条の 2）。D&O 保険の内容に関しては、当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要として、被保険者が実質的に保険料を負担している場合はその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要および当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である役員等（当該株式会社の役員に限る。）の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあってはその内容を開示すると規定されるにとどまり（会社則 121 条の 2 第 2 号）、D&O 保険の補償内容や範囲に関しては、約款規定の免責事由に依るとするものであった。

本報告は、約款規定の免責事由である「法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為」について、取締役の行動の規律づけという観点から、いま一度検討するものである。

2 取締役の行動の規律づけ

D&O 保険は、役員を賠償リスクから守り、職務執行に際する萎縮を防止し、保険約款の免責事由は、役員職務の執行の適正性を図るという意義がある。保険法は、被保険者である役員等が故意または重過失によって生じさせた損害について、保険者は填補する責任を負わないことを規定しているが（保 17 条 1 項）、責任保険契約については、その性質に照らし重過失による場合は免責事由としてい

ない（同条2項）。取締役は経営に広い裁量権を与えられているが、経営判断原則によっても行動が規律づけられている。

取締役が経営判断原則によって救済されない場合に、D&O 保険による保護が問題となる。すなわち、経営判断の誤りが、保険約款5条3号の免責事由「法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為」に関して、故意、過失、認識ある義務違反（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含む。）に該当するか問題となる。D&O 保険により保護されるか否か、そのグレーゾーンにおいて、認識ある義務違反の内容を分析することが特に重要になると考えられる。本報告では、当該区分の精緻化を試みるが、これは、経営判断原則と相まって、D&O 保険の免責事由による取締役の行動の規律づけの検討に資するものとする。

3 比較法的研究

本報告では、ドイツ法を比較法的に分析し検討を進める。ドイツ法における D&O 保険の免責事由を概観する先行研究は既に存在するが、本報告は、これをさらに進めて、ドイツ法の議論を紹介し、わが国への参考とすることを目的としている。

ドイツでは、故意の免責事由における判例は、専門職 D&O 保険に関するものが存在するが、役員に関して直接的に示したものは見あたらない。しかし、学説上は、D&O 保険の性質について経営判断原則と関連させて検討する学説、免責事由の枠組みを検討する学説、免責事由に該当する義務違反の基準の設定を試みる学説等の展開がある。日本とドイツのガバナンス構造には相違もあるが、これらの議論状況を参照することによって、上記の研究課題の検討に示唆を得られるものとする。

責任保険契約における関係者の利益相反行為に関する検討

岩手大学

深澤泰弘

1 はじめに

本報告では、責任保険契約における関係者の利益相反行為に関して、特に米国の責任保険契約における防御弁護士(defense counsel)に関する法律問題を中心に検討を行う。米国の責任保険契約では、被害者が被保険者（加害者）に法的請求を行った場合に、被保険者を防御する旨の規定が存在する。そして、この場合保険者は被保険者の防御活動を行うことを弁護士（防御弁護士）に依頼するが、防御弁護士は防御活動を行う際に保険者の利益と被保険者の利益とが相反する状況に立たされることがある。このような状況において防御弁護士はどのように行動すべきか（しなければならないのか）。本報告では、このような状況における防御弁護士の行為規範について検討を試みる。また、保険者は、防御弁護士の利益相反行為の防止のために、一定の状況において保険者から独立した防御（independent defense、以下「独立防御」という）を認めるべきだ（認めなければならない）とされている。そこで、本報告では、保険者が負う独立防御の承諾義務についても検討を行う。

2 防御弁護士の行為規範について

責任保険契約では、保険者の利益と被保険者の利益が相反する状況において、防御弁護士は被保険者の利益を犠牲にして保険者の利益を優先してしまうことがしばしば起こる。これは、依頼内容は被保険者の防御であっても、その報酬を保険者が支払っているということが大いに影響している。このようにクライアントが2人にいるような状況で、両者の利益が相反するような場合、防御弁護士はどのように行動しなければならないのか。利益相反が生じている状況においては、一方の利益を優先すると他方の利益が害されるため、防御を依頼し報酬を支払う保険者の利益を優先して良いのか。それとも被保険者の利益を優先しなければな

らないのか。または状況に応じて優先すべき利益の対象が変わるのか、疑問に感じるところである。そこで、この問題に関し、裁判例や学説による議論の蓄積がなされている米国法を参考に検討を行う。また、このような状況が生じる責任保険契約においては、一般的な弁護士の行為規範とは別に特別な行為規範が必要なのかについても検討を行う。

3 保険者が負う独立防御の承諾義務について

防御弁護士の選任については、被保険者が行えば（すなわち、保険者は防御に係った費用を支払うだけであれば）、防御弁護士が被保険者の利益を犠牲にして保険者の利益を優先してしまうという可能性は小さくなる。しかし、被保険者の選任した弁護士が効率的な防御活動を展開するとは限らないし、場合によってはモラルハザードが生じることもありうるため、保険者はできるだけ自らが防御弁護士を選任して防御活動を管理したいと考える。そこで、一定の状況において、保険者は独立防御（すなわち、被保険者が防御弁護士を選任し、防御活動を行わせること）を認めるべきである（認めなければならない）と考えられており、米国法律協会により公表されている責任保険法リステイトメントにおいても16条・17条において、これに関する規定が存在する。そこで、どのような場合に保険者は独立防御を認めなければならない（保険者は独立防御を承諾する義務を負う）のか、また、保険者の管理が及ばない独立防御について、どのような独立防御についてまで保険者は責任を負わなければならないのか等について、責任保険法リステイトメント、論文、そして裁判例を参考に検討を行う。

4 おわりに

最後に、以上で検討を行ってきた米国の責任保険契約における防御弁護士の法律問題に関する2つの論点について総括をし、そこから得た示唆をもとに我が国の同様の法律問題について若干の検討を行う予定である。

金融行政の現状と課題

金融庁

栗田 照久

1 2021 事務年度 金融行政方針

- (1) コロナを乗り越え、力強く経済回復を後押しする
- (2) 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する
- (3) 金融行政をさらに進化させる

2 保険モニタリングレポート

3 自然災害の多発・激甚化への対応

- (1) 自然災害の激甚化
- (2) 自然災害の激甚化が損害保険会社の経営に与える影響
- (3) 金融行政上の課題
- (4) 自然災害リスク管理に関するモニタリング
- (5) 保険金支払いに関する損害保険業界横断の取組み
- (6) 火災保険水災料率に関する有識者懇談会
- (7) 気候変動

4 持続可能なビジネスモデル

5 グループガバナンスの高度化

【令和3年度 日本保険学会全国大会】

特別講演

講演要旨：栗田 照久

6 経済価値ベースのソルベンシー規制

7 顧客本位の業務運営

地震リスクに対する企業保険制度の課題：問題提起

早稲田大学

中出 哲

1. 企業活動における地震リスク

震災は、企業活動に甚大な損害をもたらす。経済社会の復興において企業活動の復帰は極めて重要で、災害後のリスクファイナンスのなかでも損害保険は重要な役割を担っている。

しかし、地震リスクに対する企業分野の損害保険は、対象物件の個別性が高く、契約件数も限られ、損害額も巨額となる可能性があり、リスクの消化に多くの困難がある。

本共通論題では、地震リスクを例として取り上げ、個別性が高く保険引受が容易でない領域のリスクにいかに対処すべきかについて、企業のリスクマネジメント、保険契約等の手配、リスクの国際的分散、法学研究等の視点から、対処すべき課題と進むべき方向を探る。

2. 現状と検討課題

(1) 企業が被る損害とリスクマネジメント

大地震が発生した場合、企業は、その保有資産上の損失に加え、各種費用の支出、生産活動等の休止による利益損失等の損害を受ける。利益損失は、財物損壊の損害額をはるかに超える場合が多く、保有する財物が被損しない場合でも生じる。企業にとって、B/S上の損失も重要であるが、P/L上の損失をいかに最小化するかが重要である。費用支出と利益損失が続けば、事業からの撤退、更には企業の破綻もあり得る。

こうしたリスクに対しては、保険で対応可能な部分もあるし、難しい部分もある。いかなるリスクを保有し、転嫁するかを判断するうえでは、リスク分析に基づく統合的リスクマネジメント（ERM）を進めることが重要である。その仕組みを構築して運営し、定期的に見直していくためには、欧米で一般的なリスクマネジャーの設置とその活用も有効でないか。

(2) リスクマネジメントを踏まえた保険手配

わが国におけるリスクファイナンスとしては、これまで損害保険が主要な位置を占めてきた。その点は今後も変わらないとしても、手配する保険の中身については、常に検証していく必要がある。財物保険（いわゆる物保険）は、融資を受けるうえでの担保設定における必要性もあって、広く活用されているといえるが、利益損失に対する保険手配は十分といえるか疑問がある。よりP/L上の損失に対する対応を意識した保険手配が重要でないか。また、被保険者の自己負担部分を大きくすることで引受上限額を高める方式など、リスクマネジメントの観点からみて最適な保険手配が重要である。

また、わが国では、巨大リスクに対する対処として、元受保険では、共同保険方式が多く利用され、各社が引き受けたリスクを出再してリスク分散を図る方式が一般的となっている。しかし、巨大リスクを消化するためには、その方式に限らず、他の方式も模索されてよい。例えば、海外の例を見ると、元受レベルから国際的な共同保険スキームを構築してリスク分散する方式（レイヤー（層）に分けた共同保険方式）も利用されている。

（3）現行の保険商品の限界と可能性

損害保険の制度は、歴史的には、財物保険から進化して現在に至っており、企業分野の損害保険も、いわゆる物保険が中心となっており、特に、わが国では、利益保険は、通常、財物損壊を伴う場合の利益損失に限って引き受けられている（material damage proviso）。利益損失は、保有する財物が損壊しない場合であっても生じる場合があり、企業に利益損失が発生しても保険保護を受けられない場合がある。もともと利益保険は、保険料の算定が難しく、かつ事故時の損害額の算定・評価も容易でなく、高度な専門性が必要な保険領域である。今後、利益保険の引受技術の向上が望まれる。

また、現在の損害保険は、保険事故によって生じた損害を評価して保険金を算定する損害てん補の保険となっている。しかし、企業分野では、生産設備等の規模に加え、その個別性から、損害の算定は容易でなく、保険金支払いまで長期間を要する場合がある。利益保険における損害査定は、更に時間を要する。特に、大規模災害が発生した場合は、家計分野における大量の保険金請求が生じ、企業保険の処理に更に時間を要するであろう。一方、損害査定を伴わない制度として保険デリバティブがあるが、指標による支払額と損害とが乖離するリスク（ベシスリスク）があり、損失への対処方法として弱点がある。これらの点を考えると、給付は損害が発生した場合に限るものの、損害額の正確・詳細な評価・算出を行わず、推定損害額より低い一定額を迅速に給付する方式の保険は、迅速な資金の提供方法として有益である。こうした保険は、公序（利得禁止原則）に触れない範囲で認められないか。

（4）グローバルな再保険市場の活用

日本の巨大リスクを消化するためには、国内だけでは限界があり、グローバル市場へのリスク分散が必要で、再保険は極めて重要な手段となる。近年、AI等の技術進歩を背景に、再保険における引受技術（モデリングなど）も向上し、再保険を活用した元受保険の引受能力の増強が期待される。しかし、グローバルな再保険市場は、市場の料率の変動が大きく、再保険市場への過度な異存は元受保険引受における不安定性をもたらす可能性がある。グローバル市場の変動によるマイナスの影響を制御しながら、いかにグローバル市場を活用していくかが課題である。また、今後、再保険などの国際的保険はますます重要となると考えられ、それを扱える専門人材の育成や国際的な学術振興も重要な課題といえる。

本邦における企業地震保険手配に関する課題

三菱重工業株式会社
リスク管理室
増山 啓

1. 三菱重工業（以下 MHI）における企業地震保険手配

MHIは連結売上高約4兆円、従業員数8万人の企業であり、発電用タービン、産業用機械、防衛宇宙分野の製品等を製造している。長く事業所制を敷いていたが、国内市場の成熟、グローバル化の進展による競争激化を背景として、受注品ビジネスにおいて大きな赤字を発生、事業リスクマネジメント強化が急務としてCEO直下の事業リスク総括部が創設され、これまで各事業所、事業会社別に個別付保となっていた保険証券についても2016年～2017年にグローバル保険プログラムとして統合、アンダーライティング情報の収集、ストラクチャーの決定、保険マーケットの折衝、被保険者への保険料配賦等を一元的に行う方式へ変更、国内外のグループ会社約350社がプログラムに参加しており、これまで自家保有となっていた地震リスクについてもプログラムの一部として企業地震保険付保が開始された。

2. 企業地震保険を取り巻く課題認識

(1) MHIとしての保険付保意義の整理

保険化可能リスクについての企業保険手配については、①事故発生時のファイナンス手配としての保険、②損害サービスの活用や商取引上のオペレーション円滑化のための保険、③事故情報の収集、事故に伴うコスト削減のための保険のいずれか、または複数の理由により手配の有無、ストラクチャーを決定している。地震リスクについては、①事故発生時のファイナンス手配のための保険として整理しており、保険会社の外部資本の活用による資本効率の観点で、保険価額と場所に依存する地震リスクについて、科学的な知見（モデル解析）、被災時の業務代替性・優先度を考慮し、付保方針を定めている。

(2) 企業地震保険手配に関する課題認識

一点目の課題はリスク評価のためのモデル依存である。モデルは大きく①イベントの発生と②イベントの発生時の損傷率のコンポーネントに分けられるが、特に②の損傷率は不確実性が大きく、特にMHIのような大規模かつ特殊な資産（造船ドックや大型クレーン等）の場合にはベースとなるデータセットが十分揃わず計算結果の妥当性評価は難しい。

二点目に、成熟産業における事故時の再調達可能有無に関する事前判断の難しさが挙げられる。物保険である火災保険や地震保険は被災時には同一の資産を再取得することを前提に設計されているが、罹災時の事業環境を踏まえると、その時点で「同一の資産を再取得する」という意思決定を行わない可能性がある。現状再建義務のない物保険においては地震により罹災し保険求償するが再取得は行わないことにより利益を生ずる可能性があり、事業部門における防災投資へのインセンティブが働かない可能性がある。

三点目に、保険求償の長期化である。大規模地震のような集積災害発生時には同時多発的に保険求償が発生し、保険会社としては契約者保護・被災者支援の観点で個人契約を優先せざるを得ず、求償額が大きく損害査定が複雑化する企業契約については通常の火災保険と比べると時間を要するケースが多く、特に地震利益保険については影響が長期化し、保険求償完了までに数年を要するケースもある。

四点目は、地震リスクに晒される企業の事前対策インセンティブである。発生そのものをコントロールすることが出来ない地震に対しては、イベント発生時にも損害を最小限に食い止め、いち早く復旧するためハード・ソフトの事前対策が不可欠である。一方で、特に投資を要するハードの対策については、実施した場合の投資効果測定が難しく、投資実行の優先順位が上がりにくいという側面がある。

3. 企業地震保険の今後

地震リスクは場所依存リスクであり、この国で事業を営み、社会生活を送っていく以上は避けることが出来ず、来るべき大災害に対しても損害の最小化をするほかない。先に述べた通りこうした行動に対するインセンティブを付与は不可欠である。

また、罹災後の復興についても、現在では **Build back better** という考え方が浸透してきており、これに対応する保険商品も登場している。これまでの現状復旧を前提とした伝統的な物保険からパラメトリック型保険の登場と選択肢が増えることも、多様化する被保険者のニーズに対応できるソリューションが増えていくことにつながり好ましいが、経営者の方針、企業の経営戦略に沿った設計と意思決定が出来るよう、企業内のリスクマネージャー、あるいはマーケット仲介者の役割はより重要となると考える。

地震リスクと保険プログラムの構築 —補償ギャップと企業のリスクマネジメント・保険戦略—

マーシュブローカージャパン株式会社
平賀 暁

1. 企業が抱えているリスクと地震リスクの認識

2021年1月中旬に世界経済フォーラムによって発行されたグローバルリスク報告書2021年版によると、日本企業が抱える主要リスクの最上位に巨大自然災害が挙げられた。他の上位リスクとして、サイバー攻撃、異常気象や新型コロナウイルスなどの感染症・パンデミックなどがある。巨大自然災害はこの報告書では地震や風水害を指しているが、日本の最上位リスクとして過去5年不変である。斯様なリスクは最近ブラック・エレファントと呼ばれており、リスクの存在は認識しているが当面そのリスクの発生はない例えとして使われている。大地震は数十年・数百年の間に起きるため、長期リスクに位置づけられているが、フォーラムでは“世界は長期的リスクへの対応に目覚めるべきである”と警鐘を鳴らしている。企業のリスク開示が義務化されてきた現在、企業は数十年に一度が来年起きるという意識で、地震リスクをしっかりと把握して自助としての対策を具体的に講じる必要がある。

リスク対策は大きく二つあり、一つは耐震補強や事業継続計画（BCP）などの実施・構築であり、これはリスクコントロールによるリスク軽減策であり、リスクの連鎖を防いだり軽微にすることを目的としている。それでも残余リスクは存在するので、保険や金融商品によってリスクを転嫁するもう一つの方策がある。この二つが合わさって企業のリスクマネジメントが確立されるが、それをバランスよく実施している企業未だ多くない。

前述の通り、リスクが目の前で発生しているわけではないので、地震へのリスク対応の優先順位は必ずしも高いとは言えない。

・ 日本における企業地震保険の実態と課題

今回の主旨は地震リスクと保険であるので、前段のリスクコントロールについては詳述しないが、後段のリスクファイナンスに関して企業はどのように企業地震保険の構築をしているだろうか。まずは、地震保険は企業の多くが購入しているが、果たしてその買い方が万全なものかどうかである。ポイントは以下の2つが考えられる。

(1) 自社リスクに見合う保険手配

保険手配に関しては3つの側面がある。まずは、対象の固定資産に対してリスクに見合う保険を買っているかどうかである。不十分な買い方をしていることで、一部保険や無保険

になっているケースが多く見受けられる。この背景の一つとしては保険の1社購買が理由の一つに上げられる。十分な保険のマーケティングを実施しないことで、十分な保険が手配できるのに斯様な事態が起り得る。次に自社の財務体力にあった保険手配になっている

かどうか。免責金額あるいは自己保有金額は企業によっては設定がされていないか、非常に低額な設定になっている。大企業に取って数十万～数百万の自己保有によって財務の健全性を損なうことはなく、保有金額を従来より高く設定することでリスクに見合った保険購買も可能になる。3つ目は、現行保険プログラムの多くが資産保護に傾注していることである。バランスシートプロテクションはある程度確立はされていても、P/L（損益計算書）プロテクションは欧米企業に比べて実施できている企業は未だ少ない。いわゆる利益保険や事業中断保険と呼ばれており、事業・操業中断中に逸失した利益や期間中の経常費用をカバーするものである。利益損失は財物損壊の金額よりもはるかに高額になることが多く、東日本大震災でもそれは実証されている。

(2) 保険購買担当者の役割と保険仲介業の存在

自社リスクを把握・分析し、その結果としての保険手配に至るまで、従前は多くの日本企業では総務あるいは経理が担当してきているが、欧米では一般的に行われる自社リスクの横断的な検証を担う担当責任者が、日本ではまだあまり多く存在していない。いわゆるリスクマネージャーである。リスク量が大きくなればなるほど、保険プログラムに複数社の引き受けを前提としたマーケティングが不可欠である。リスクマネージャーを配していない企業では、そのような局面で保険の仲介業者を指名してマーケティングを委託することも一考である。保険は企業と保険会社の間で交わされる元受けの保険契約だけでなく、元受け保険会社が自社のリスクを他の保険会社に転嫁する再保険契約があるが、保険の条件・料率交渉に精通している斯様な仲介業者を利用することで、自社に見合った最善のプログラムの構築を可能にさせ、ノウハウの蓄積によってリスクマネジメントを確立することもできる。

3. 企業が求めるべきリスクマネジメントと保険戦略

日本では多くの企業で未だ拠点（工場）毎に保険購買をしているところもある。海外に俊出している企業の中には、現地法人毎に保険を手配している。地震が同時多発的に日本と欧米やアジアで起きることは極めて稀である。それを利用して、世界各地の拠点を一つのプログラムに集約し、保険・填補限度額を共有することは、コストの削減ばかりでなく、リスク管理の一元化も達成することができる。集約することでリスクの総量は大きくなるが、それも保険プログラムの構築の仕方や再保険の活用によって実現可能となる。日本では共同保険方式のように縦割りでリスクを複数の保健会社で按分することが一般的だが、欧米では限度額毎に保険の引受先を選定する階層（レイヤリング）方式も広く利用されており、これら2つを組み合わせたパネリング方式も、国内外の保険会社のマーケティングができる仲介業者の存在によって構築を可能にさせる。

複雑な保険プログラムを構築しても、それを管理・運営できる当事者の存在は不可欠である。企業のリスクを横断的に把握・分析し、対応すべきリスクの優先順位をつけるリスクマネージャーやリスクマネジメント部門の確立は必須であり、ステークホルダーなどへのリスク開示や対策の説明は企業の責任として年々重くなっている。

地震リスクをめぐる再保険

エーオングループジャパン株式会社

谷水克哉

1. はじめに

(1) 再保険のビジネスモデル

保険は大数の法則に基づいていると理解されているが、再保険は必ずしもそうではない。再保険は、巨大災害のような大数の法則に乗りにくいリスクを対象としており、日本の保険会社が地震リスクを再保険するのも、そのリスクを元受保険料ですべて賄うことも、あるいは自己の資本だけで保有することも経済的に合理的でないことによる。一方、再保険者側は世界各地に分散している巨大災害リスクを引き受けることにより、たとえば日本の保険会社が単独で日本の地震リスクを自己の資本を引き当てとして保有するよりも効率的に資本を活用することができる。

(2) 資本の代替としての再保険

再保険の調達にはコストが生じる。かつては、費用対効果を定量的に検証するすべがなく、毎年の再保険更改時に前年との比較で高いか安いかわという議論に終始していた。後述の「3. 再保険にかかわるモデリングについて」で紹介するが、自然災害モデリングと DFA モデリングという二つのモデリング技術の発達により、この費用対効果を検証することが可能になった。自らが自己の資本を引き当てとしてリスクを保有するのか、あるいは一定のコストをかけてでも再保険を調達するのかを合理的に判断できるようになった。再保険が代替的資本と呼ばれる所以である。

2. 本邦における地震補償と再保険

(1) 元受と再保険の関係

今回のセッションは企業の地震補償にかかわる保険がテーマであるが、再保険上は企業地震保険に加えて各共済団体が調達する個人向けの地震補償に関する再保険も重要な要素であるので、その分野も含めて日本における保険と共済によって担保される地震リスクがどのように再保険されているかについて確認をする。

(2) 本邦地震リスクにかかる再保険の調達額

その上で再保険の調達額について、いくつかの再保険手法による調達額と、過去に遡って、これまでの調達額の推移についてまとめたものを紹介する。

3. 再保険にかかわるモデリングについて

(1) キャットモデリング（自然災害モデリング）

1980年代後半から自然災害リスクを工学的な数理モデルとして計量的に測定しようという動きが出てきた。今日では単一のベンダーモデルに依拠するのではなく、その限界を理解したうえで複数モデルの活用であったり、あるいは自社モデルの開発を含めてリスクについて自己見解を構築することが課題となっており、今後さらなる進展も予想されるが、キャットモデリングという技術が生まれたことが、90年代初頭のバミューダ再保険市場の発展に大いに寄与し、その後の市場への資本流入のビジネスモデルを作ることに繋がった。

(2) DFA モデリング

キャットモデリングには少し遅れて、90年代初頭に再保険市場がハード化する中で金融再保険やキャットボンドなどいわゆる代替的リスク移転手法（ART）が市場でテストされるようになったが、伝統的再保険手配も含めてそれらの効率、費用対効果について比較検討するためにモンテカルロシミュレーションに基づく DFA（Dynamic Financial Analysis、動的財務分析）モデリングが開発され利用されるようになった。

これら二つのモデリング技術は、今日では保険会社の ERM 経営を支える土台となっている。一方で再保険市場規模の拡大、強靱化にとっても欠かすことができないツールとして重要な役割を果たしている。

4. 自然災害をめぐる再保険市場の全体像

再保険市場全般について、特に自然災害リスク引受額の規模、市場の資本規模などを紹介する。バミューダ型のビジネスモデルから 2010 年ごろを境とする、いわゆる ILS（保険リンク証券）市場による資本供給モデルへの市場の変遷なども紹介しながら現在の再保険市場の特徴について説明し、地震など巨大災害リスクに対して再保険市場の果たすべき役割について考察をしたい。

以上

企業保険のニーズへの対応に必要な研究上の課題～新たな研究領域の 開拓に際して求められるもの

神戸大学

榎 素寛

1. 本報告の位置づけ

本報告は、企業保険領域の研究が未開拓であることを前提に、保険実務家の手による三報告を受け、1)共通論題における三報告がもたらすインパクト、2)法学者がこの報告をどのように消化し、企業保険分野の研究を行うことができるか、3)そのために必要な前提条件は何か、等の検討を行うものである。

2. 保険実務家による三報告がもたらすインパクトと法学者による研究のあり方

三報告とも、多くの聞き手にとって、新規性の高い先端的な保険実務に関する情報を提供することに加え、実務的なニーズを前提として、伝統的な保険法研究に対する複数の問題提起を示す。多岐にわたる論点のうち三点を示す。

第一に、地震保険を含め、伝統的な損害保険契約は、特定の物に対して付保し、保険事故発生時にその物の損害填補を得ることを想定していた。他方、先端的な保険実務では、特定の物に対する付保という視点は後退し、キャッシュフローの確保のため選択的な付保を行うなど、保険に対する考え方が伝統的な保険法学の前提とは異なる場面がある。このように、少なくとも地震保険に関しては、家計保険には見られない視点として、B/S から P/L へ、P/L から C/F へと付保の目的が変遷しており、これを前提とすると、従来の保険契約法の基本論点に対する考え方が再検討を迫られることが想定される。典型的には利得禁止原則が検討対象である。特定の「物」ではなく企業のキャッシュフローが付保の中核的な考慮要素なのであれば、伝統的な物保険とは異なる考え方を検討する余地がある。

第二に、保険供給のキャパシティを前提とした保険調達のアレンジメントからは、前提となる契約内容の統一や、ブローカーがアレンジした複数の保険契約相互の関係について、保険会社間の紛争や保険者・被保険者間の紛争が生じうるが、この点についての研究は十分には行われていない。近時は裁判例も見られるが、

とりわけ国際的な保険調達の文脈における考え方は、未開拓かつ重要な論点と考えられる。

第三に、企業保険の法的側面の研究を従来の保険法の研究手法で行うことが困難である問題である。企業にとっては、単なる地震保険の調達を超えて、リスクマネジメントの文脈で限られる問題であり、内部統制の文脈で位置づけられる問題である。約款解釈や立法論を中心とした保険法研究では、このようなニーズへの対応は不可能であると思われ、コーポレートファイナンス、リスクマネジメント、プランニング、内部統制の観点など、伝統的な保険法研究の手法以外からアプローチをしなければ、意義のある研究をすることは困難である。この点で、保険法研究のあり方そのものが問われうる。

3. 研究領域の開拓に必要な前提条件

法学者が企業保険の研究を進めるうえでは、伝統的な法解釈学がもたらしうる貢献の水準は、紛争が顕在化しない現在においては必ずしも高くはない。解釈を中心とする伝統的な手法の限界であり、伝統と先端の接合は困難である。

実務家と会話を成立させ、研究を行うためには、実務家と会話をするための標準的なツールを備えることが必須である。加えて、研究の蓄積がない状況では、伝統的な視角以外からの分析を行わなければ、この領域の研究を進めることは困難である。保険商品・引受実務の理解についても、新商品の理解、共同保険ではなくレイヤー型のアンダーライティングなど、理解すべき対象に広がりがあり、伝統的な保険商品を研究対象にするだけでは、この領域を研究するには十分ではない。逆にいえば、特に時間の面で標準的なスキルセットのトレーニングが可能な若手には、研究の空白部分はブルーオーシャンとなりうる。

また、研究者による研究の前提として、実務家による情報発信がなければ、研究を行うことは不可能である。この点で、機密性が高く言語化困難な実務を実務家が活字にし、研究者の研究対象を提供することが強く期待される。これは、保険法学・保険論の双方に共通であり、研究者がアクセス可能な情報発信は研究のインフラとなる。この点についても、企業保険領域の研究が進んでこなかった理由であると考えられる。

大会企画委員会

委員長 中出 哲 (早稲田大学) / 令和4年度大会委員長
梅津 昭彦 (新潟大学)
北村 聡子 (弁護士)
西羽 真 (損保ジャパン)
松澤 登 (ニッセイ基礎研究所)
家森 信善 (神戸大学) / 令和3年度大会委員長
諏澤 吉彦 (京都産業大学)

令和3年度大会実行委員会

浅井 義裕 (明治大学)
中出 哲 (早稲田大学)
柳瀬 典由 (慶應義塾大学)
山崎 尚志 (神戸大学)
家森 信善 (神戸大学)

令和3年度 日本保険学会大会 報告要旨

日本保険学会

The Japanese Society of Insurance Science

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1

公益財団法人 生命保険文化センター 内

電話 03-5218-5225 FAX 03-5220-9092

E-mail : gakkai@jsis365.onmicrosoft.com

URL : <http://www.js-is/org/>

「報告要旨」の著作権は日本保険学会に帰属します。